**保育所・認定こども園入所案内**

**目　次**

～はじめに～

１　認可保育所・認定こども園とは

２　にかほ市内の認可保育所・認定こども園一覧

３　保育の必要性の認定について

４　新規入所の申し込みについて

５　にかほ市の保育料、副食費について

６　その他

* 入所申込は、利用開始月の２カ月前から可能です。
* 令和７年４月からの新規入所について、

受付期間は、【 令和７年１月６（月）～令和７年１月３１日（金） 】 です。

【お問い合わせ先】

にかほ市こども家庭センター　子育て支援班

〒018-0402

にかほ市平沢字八森31番地1

ＴＥＬ　：　０１８４－３２－３０４０

ＦＡＸ　： ０１８４－7４－４０４３

**～はじめに～**

子どもや子育てをめぐるさまざまな課題を解決することを目的に、平成２４年８月『子ども・子育て支援法』が成立しました。この法律と関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく『子ども・子育て支援新制度』が平成２７年４月からスタートしました。また、令和元年１０月からは子どもたちに対し、生涯にわたる人格形成の基礎を担う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的として幼児教育・保育の無償化が始まりました。

**にかほ市では認可保育所・認定こども園などの利用を希望する保護者の方に、国の制度をより拡充し全ての世帯を対象とした保育料の無償化を実施**し、子育て世代への更なる負担軽減を図るとともに、就学前の教育・保育の更なる充実化を進めます。

**１　認可保育所・認定こども園とは**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 認可保育所 | ： | 児童福祉法に基づき、保護者の就労や病気などのため家庭で保育できない児童を、保護者に代わって保育するほかに、地域における子育て支援を行う機能を備える施設です。 |
| 認定こども園 | ： | 幼稚園、保育所の両方の良さを併せ持っている施設で、以下の機能を備えています。 ①就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能（保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能）② 地域における子育て支援を行う機能 |

**２　にかほ市内の認可保育所・認定こども園一覧**

　にかほ市には、以下の４つの認可保育所、４つの認定こども園があります。にかほ市内には幼稚園及び公立の保育所・認定こども園はありません。

〇認定保育所　　※令和６年４月１日現在（定員等変更する可能性があります。）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 名　称 | 定　員 | 受入年齢 | 住　　所 | 電話番号 |
| にかほ保育園 | １７０人 | 0～5歳児 | 院内字嶋田70 | 32－3200 |
| つぼみ保育園 | 20人 | 0～1歳児 | 院内字嶋田70 | 62－8260 |
| 勢至保育園 | ８０人 | 0～5歳児 | 金浦字木の浦山17－11 | 38－2248 |
| ひまわり保育園 | 60人 | 0～5歳児 | 象潟町字一丁目塩越124－1 | 43－4600 |

○認定こども園　　※令和５年4月1日現在（定員等変更する可能性があります。）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 名　称 | 定　員 | 受入年齢 | 住　　所 | 電話番号 |
| 幼保連携型認定こども園　仁賀保 | 1号認定 | 15人 | 3～5歳児 | 平沢字町田1 | 36－2479 |
| 2・3号認定 | 50人 | 0～5歳児 |
| 白百合こども園 | 1号認定 | ３０人 | 3～5歳児 | 象潟町字上狐森123-3 | 43－2456 |
| 2・3号認定 | ８０人 | 0～5歳児 |
| 明星こども園 | 1号認定 | 10人 | 0～5歳児 | 象潟町関字西大坂1－20 | 43－5622 |
| 2・3号認定 | 10人 |
| 星城こども園 | 1号認定 | 10人 | 0～5歳児 | 象潟町小滝字舞台64－2 | 44－2314 |
| 2・3号認定 | 20人 |

※里帰り出産などによる、市外の保育所・認定こども園へ入所希望の方は、別に手続きが必要になります。（６　その他　参照）

**３　保育の必要性の認定について**

　認可保育所・認定こども園などの利用を希望する保護者の方は、教育または保育の認定（「教育・保育給付認定」といいます。）の申請が必要です。

　申請に基づいて市で認定を行います。保護者の方は認定内容に応じて、認可保育所・認定こども園の中から、それぞれのニーズに応じた施設を選択し、利用することができます。

認定の種類は以下のとおりです。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 認定区分 | 子どもの年齢 | 保育の必要性 | 利用できる施設 |
| 1号認定 | ３歳～５歳 | なし（教育を希望） | 幼稚園 | 認定こども園 |
| 2号認定 | あり（保護者の就労等） | 保育所 |
| 3号認定 | ０歳～2歳 | 保育所 |

※　認定区分を変更する場合、認定の変更申請が必要となります。

**○　保育が必要な事由および保育の必要量について**

２号または３号認定を希望する場合は、保育を必要とする事由に該当する必要があります。保育を必要とする事由および時間に応じ、**「保育標準時間」**か**「保育短時間」**のいずれかの認定を受けることになります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 保育標準時間 | ： | 午前７時～午後６時　 |
| 保育短時間 | ： | 午前８時～午後４時 |

※保育認定時間を超えて保育が必要な場合は、「延長保育」を利用できます。（６　その他　参照）

≪　保育を必要とする事由と保育必要量の区分　≫

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事由 | 保育必要量 | 条件等 |
| 就労 | 標準時間 | 就労時間が月１２０時間以上（希望により短時間を選択可） |
| 短時間 | 月６４時間以上１２０時間未満（勤務開始・終了時間によっては標準時間を選択可） |
| 妊娠・出産・疾病・障害・介護・看護・災害復旧 | 標準時間 | どちらか選択可能 |
| 短時間 |
| 求職活動 | 短時間 | 短時間認定のみ |
| 就学 | 標準時間 | 就学状況等による |
| 短時間 |
| 虐待・ＤＶ | 標準時間 | どちらか選択可能 |
| 短時間 |
| 育児休業取得時にすでに保育を利用していること | 短時間 | 短時間認定のみ |
| 市長が必要と認める場合 | 標準時間 | 保護者の状況等による |
| 短時間 |

※　入所が可能となる保護者の就労時間の下限は月64時間です。

※　就労時間が月120時間未満の方および求職活動中の方については、短時間認定となりますが、特別な事情により標準時間を希望される場合は、申し込みの際にお申し出ください。

* 慣らし保育を希望される場合は、就労開始日の2週間前から認定可能です。
* 妊娠・出産事由での認定は、「出産予定日を含めた産前８週（５６日）」から、「出産日から起算して８週間を経過する日の翌日の属する月の末日」までの期間を基本とします。

※　保護者の育児休業期間中は、２号・３号認定で新規入所することはできません。

※　既に保育標準時間で利用しており、母の産休に伴い父が育児休業を取得する場合には、父の育児休業取得期間が4週（28日）以内の短期間においてのみ、出産日から起算し8週以内にかかる期間ついては、標準時間で利用することもできます。

**４　新規入所の申し込みについて**

　認可保育所・認定こども園を利用することになったら…

**1.　入所する園を決めてください。**

**2.　入所する日を決めてください。**

**3.　入所を希望する園に入所を希望する旨と入所希望日を連絡してください。**

　　　　　　**４.　以下の書類を提出してください。**

**申し込みに必要な書類**

|  |  |
| --- | --- |
| □　認定申請書兼入所申込書 | 必要事項をすべてご記入ください。※　入所児童の家庭の状況については、同一地番内に住んでいる世帯員全員をご記入ください。 |
| □　保育を必要とする事由証明書（※２・３号を希望する場合のみ） | 児童の保護者（父・母）の証明が必要になります。※　きょうだい同時申請の時は、保護者１人につき１枚の提出でも可。就労している方は、「就労証明書」による勤務先の証明が必要です。求職活動中の方は、「求職活動現況申告書」を提出してください。それ以外の方は、それを証明する書類を添付してください。（例）診断書、母子手帳の写し、障害者手帳の写し　等 |
| □　すこやか子育て支援事業助成申請書 | 保育料、副食費（給食のおかず等）の助成を受けるために必要です。 |
| □　戸籍謄本 | ひとり親家庭のみ本籍地で取得することができます。 |
| □　委任状 | 保護者以外の方が提出する場合 |
| □　本人確認書類 | 運転免許証　等 |
| □　マイナンバーが確認できる書類 | マイナンバー通知カードもしくはマイナンバーカード |

申請書類の提出

**○　受付期間**

【 令和６年４月入所希望者のみ 】

書類配布開始　　　　：　令和６年１２月２日（月）から

受付期間　　　　：　令和７年１月６日（月）～令和７年１月３１日（金）

利用決定　　　　：　次年度４月の入所に向けた認定事務が集中するために審査に時間を要することから、認定の結果については、２月中旬頃まで通知する予定です。

【 年度途中入所希望者 】

受付期間　：　利用開始月の２ヶ月前から２週間前

利用決定　：　認定の結果は、市の受理後１ヵ月程度で通知します。

**○　提出先**

【認定こども園】

・入所希望の認定こども園

【保育所】

・にかほ市こども家庭センター　子育て支援班（総合福祉交流センター　スマイル内）

・にかほ市金浦市民サービスセンター（金浦庁舎）

・にかほ市税務課市民サービス班（象潟庁舎）

**５　にかほ市の保育料、副食費について**

令和元年１０月より幼児教育・保育の無償化が始まりました（３～５歳児）。**にかほ市ではこれをさらに拡充し、3歳未満を含む全ての世帯の保育料を無償化しています**。

≪　国とにかほ市の保育料の比較　≫

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象年齢（クラス） | 国 | **にかほ市** |
| ３～５歳児（年少～年長） | 無償 | **無　償** |
| ０～２歳児 | 市民税非課税世帯の子どもに限り無償 |

　また、**にかほ市では副食費（おかず・おやつ）についても、全額助成しています。**

≪　国とにかほ市の副食費の比較　≫

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 世帯区分 | 国 | **にかほ市** |
| 年収３６０万以上相当世帯 | ４，８００円 | **無　償** |
| 年収３６０万未満相当世帯 | 無償 |

**６　その他**

**〇　延長保育について**

保育認定時間を超えて保育が必要な場合は、「延長保育」を利用できます。

延長保育を利用する場合には、直接各園にお申し込みください。利用料金は、１時間１００円となっていますが、園によって徴収方法等異なりますので詳しくは園にお問い合わせください。

**〇　休日保育について**

日曜・祝日の保育所が休みの時に、保護者の仕事の都合で保育が必要な場合は、休日保育を利用できます。

にかほ市では、市内２つの認可保育所で休日保育事業を実施しています。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **休日保育実施施設** | **：** | **にかほ保育園　･　勢至保育園** |

休日保育を利用する場合は、休日保育実施保育所に事前の申し込みが必要になります。

利用料金は無料です。

**〇　一時預かり保育について**

急な用件で、家庭で育児ができないときにお子さまをお預かりします。

にかほ市内のすべて認可保育所・認定こども園の保育コースにて、一時預かり保育をおこなっています。利用については、事前に各園に申し込みください。

≪　利用料金　≫　　　　　※にかほ市では一時預かり利用料の助成を行っています。

〇にかほ市民　：　無料　（全額助成）

〇にかほ市民以外　：　下記料金表の半額　（半額助成）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ０歳児 | 一日 | ２，０００円 | 半日 | ９００円 | （昼食付は２００円増し） |
| １～２歳児 |  | １，８００円 |  | ８００円 | （昼食付は２００円増し） |
| ３歳児 |  | １，４００円 |  | ６００円 | （昼食付は２００円増し） |
| ４～５歳児 |  | １，２００円 |  | ５００円 | （昼食付は２００円増し） |

（市内すべての園統一料金です。）

【　認定こども園（１号認定）の一時預かりの利用について　】

認定こども園の１号認定を受けている方が、一時預かりを利用する場合は教育・保育給付認定（1号認定）とは別に『施設等利用給付認定』を受ける必要があり、『保育を必要とする事由』を別途確認させていただく必要があります。認定こども園（１号認定）の新規入所、継続利用とは別に申し込み等が必要になりますので、入所中の園または、子育て支援班にお問い合わせください。

**〇　障害児保育について**

保育に欠け、心身に障害があり、生活習慣、言葉などに不安がある児童を保育します。

**〇　病児保育（体調不良時対応型）について**

保育中に微熱を出す等の体調不良になった場合で、保護者がすぐに迎えに来られない時は、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応をします。

※登園の時点で熱があったり、感染症により他の児童に影響が出る場合は、お預かりできない場合があります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **病児保育（体調不良時対応型）****実施施設** | **：** | **にかほ保育園　・　つぼみ保育園****白百合こども園** |

**〇　病児保育（病後児対応型）について**

お子さまが病気の「回復期」であり、集団保育が困難で保護者の勤務等の都合のため家庭で保育を行うことができない時に、看護師と保育士が一時的に保育します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **病児保育（病後児対応型）****実施施設** | **：** | **つぼみ保育園** |

* つぼみ保育園に入園していなくても利用できます。

**〇　広域保育について**

**（にかほ市外の認可保育所・認定こども園への入所を希望する場合）**

　里帰り出産や保護者の勤務先の関係で、にかほ市民の方がにかほ市外の認可保育所・認定こども園への入所を希望する場合は、「広域保育」の申請が必要となります。この場合は、事前ににかほ市から受け入れ先の自治体に受け入れ可能か協議したうえで入所となりますので、利用を希望する方は期間に余裕をもってご相談ください。